

## 核物質管理センターニュース

発刊番号 2021-01-06-01-rev1

発行日 2021-01-06

発行者 公益財団法人核物質管理センター

### タイトル

国際原子力機関（IAEA）の6月開催理事会に対する事務局長冒頭声明の概要

### 執筆者

核物質管理センター 企画室

### 要旨

IAEAは2020年6月15日から6月19日に理事会を開催しました。今回の理事会はコロナウィルス（COVID-19）感染危機への配慮からIAEAがロックダウンに入ったことを受けて、ウェブ会議として開催されました。

以下に、グロッシー事務局長の冒頭声明のうちコロナウィルスへの対応及び保障措置に関連する内容を中心に、概要をまとめました。

また、遡及することになりますが、IAEAが2020年3月9日から13日に開催しました理事会は、2019年12月3日に就任しましたグロッシー新事務局長が初めて理事会に出席した理事会であり、その冒頭声明も「参考」として併せて概要を添付します。

これらの原文はIAEAのウェブサイトから入手できます<sup>注1</sup>。

このほか、上述の理事会に出席した在ウィーン国際機関日本政府代表部<sup>注2</sup>による声明の概要も記事中に記載しました。

なお、脚注に（編）とある部分は当センターが記述したものです。

注1：<https://www.iaea.org/newscenter/statements/iaea-director-generals-introductory-statement-to-the-board-of-governors-15-june-2020>

<https://www.iaea.org/newscenter/statements/iaea-director-generals-introductory-statement-to-the-board-of-governors-9-march-2020>

注2：<https://www.vie-mission.emb-japan.go.jp> からアクセスできます。

## 国際原子力機関（IAEA）の6月開催理事会に対する事務局長冒頭声明の概要

### 1. コロナウイルス（COVID-19）感染危機への取組

前回の理事会からの3ヶ月というのはIAEAの歴史においても前例のないものであったと強調した後、事務局長は次のとおりIAEAにおけるコロナウイルス感染危機への取組を説明した。

- COVID-19感染危機は3月に警戒レベルに達し、IAEAはロックダウンに入った。約2,500人の職員、コンサルタント、契約スタッフの在宅を指示した。
- リモートワーク（原文は「remote working environment」）という新しい業務環境への移行は円滑に行われた。IAEAの職員は、国連システムの中でも優秀なる専門家集団として適用能力や弾力性を示した。
- ウィーン国際センター（VIC<sup>1</sup>）へのアクセス制限による困難な状況に対し、業務継続の取決（原文は「business continuity arrangements」）を含む事前計画が効力を発揮した。IAEAはITインフラを迅速に規模拡張し、人事・就業に関わる新たなガイドライン（原文は「new HR guideline on working agreements」）を適用することができた。職員の健康と安全は常に組織としての最優先事項である。
- 会議等の運営においては、必須ではない出張やイベントは6月末まで中止し、テクノロジーをより活用してイベントを開催するよう指示した。
- 本理事会は初めて通訳を付けたオンライン会議にて行っている。ここでは遠隔下での同時通訳に適したプラットフォーム<sup>2</sup>を採用している。  
オンライン会議はCOVID-19による制約が続く間の重要な手段である。
- 5月15日から、ソーシャルディスタンスの確保や公共の場所ではマスクを装着する等の措置をとりながら職員が徐々に通勤できるようになったとはいえ、いまだ多くの職員が在宅勤務を続けている。
- 今回のパンデミックによる衝撃を受け、この影響を抑えることを目的とした次の3つの報告書を作成し、理事会に提出した。
  - COVID-19に取り組む加盟国に対する支援
  - COVID-19流行下での原子力及び放射線の施設・活動に係る操業・安全・セキュリティ
  - COVID-19流行下での保障措置実施
- パンデミックの危機が到来した時に、何が起ころうとも停止させてはならないIAEAの業務は2つある（表1）と述べた。感染危機の到来からこのかた、これらの業務を維持できたことに誇りを覚える。

---

<sup>1</sup> VIC : Vienna International Center

<sup>2</sup> 総務省が刊行した平成29年度『情報通信白書』は、「情報通信の関連の財・サービスを端末、通信ネットワーク、プラットフォーム、アプリケーションに分け、通信ネットワークとアプリケーションとの間をつなぐ共通的な規格をプラットフォームとしている」と定義した。（編）

表1 パンデミック危機下でIAEAが継続した2つの重点業務

業務	実施状況
1. 保障措置の継続的实施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保障措置実施については、機器の据付・保守等の緊急性が低いと判断された活動を延期する一方、最も緊急を要する現場での検認活動の全てを継続実施した。</li> <li>➤ 本部や地域事務所における保障措置活動もほぼ継続実施した。</li> <li>➤ 検認・監視活動を維持した。</li> <li>➤ IAEA の歴史上初めての査察官用のチャーター機を手配<sup>3</sup>した。</li> </ul>
2. コロナウイルスに立ち向かう加盟諸国への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 121ヶ国から寄せられたウイルス対応に関わる支援要請に対応した。</li> <li>➤ (最大の貢献としては) 88ヶ国に対する319の積送品(ウイルス検知機器と診断器具、その付属品、個人用保護具、その他)を輸送した。</li> <li>➤ 輸送に対する制限のために遅れが発生した国もあるが、輸送は今も継続実施中。</li> <li>➤ 一方、加盟諸国からの惜しみない支援や企業からの申し出あり。</li> <li>➤ それでも必要な支援には不足があり、支援可能な立場にあるすべての加盟国にCOVID-19と格闘する国々への支援に協力を要請した。</li> </ul>

- IAEAは3月開催の理事会以降、その当時には報告できていなかった活動も含め、幾多のパンデミック関連の活動を実施した(表2)。

表2 IAEAが実施したパンデミック関連の対応活動

事項	実施状況
➤ 加盟諸国に対する放射線療法、核医学、放射線医学に関する情報提供とオンラインセミナー	5ヶ国語で実施、125ヶ国から数千人の専門家が参加した。
➤ 獣医学の専門家に対するオンラインセミナーとガイダンス	家畜病診断研究所(VETLABネットワーク <sup>4</sup> )を活用した。
➤ ロックダウン下で脆弱化しているウ	安全性確保のための同位体技術を活用した。

<sup>3</sup> チャーター機について、事務局長は冒頭声明の中で、オーストリアとイランのそれぞれの政府に対する謝意を表明した。

<sup>4</sup> VETLABネットワーク: Veterinary Diagnostic Laboratory ネットワーク (IAEAはアフリカやアジア諸国の国立家畜病診断研究所と連携し、国境を越えた家畜病感染などの早期検知を通じて加盟国の支援を行っている。(https://www.iaea.org/services/networks/vetlabを参照した。)(編)

ガンダの人々への救援食糧の安全性	
➤ 病院スタッフが使用した呼吸器マスクの、放射線による滅菌効果に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸器マスクへの放射線照射は芳しくない（フィルター機能の損失）。</li> <li>他の個人用保護具の滅菌には有効である。</li> </ul>
➤ 原子力発電事業者と関連機関がパンデミックによる影響を共有できる COVID-19 ネットワーク（原文は「COVID-19 Operational Experience Network」）の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者と規制当局の報告によれば、原子力発電所における安全性とセキュリティの維持は確認されている。</li> <li>COVID-19 が労働力やサプライチェーンに影響したために原子力発電炉を停止させた国はない。</li> </ul>
➤ 放射線源の安全規制活動に対する COVID-19 パンデミックの影響調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>90 以上の規制当局が IAEA に対し、安全に関する追加的な手引書作成を提案した。</li> <li>調査結果は加盟国と共有する。</li> </ul>
➤ IAEA の事故・緊急事態対応センターの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロックダウン期間中、24 時間体制で対応。</li> <li>計画される都度、原子力安全やセキュリティに関するエクササイズを実施した。</li> </ul>

- 懸命な努力にもかかわらず、パンデミックがあぶり出した、より大きな問題には表層的な対応しかできなかった。残る課題は次の3点である（表3）。

表3 残る課題（パンデミックへの対応として）

➤ 多くの国における、ウイルス、その他健康への脅威を検知する能力の不足
➤ 多くの発展途上国における研究所の機器の不足
➤ 全世界の健康に関与する機関間の一層のコミュニケーション

- 課題解決のための、ZODIAC プロジェクトの立ち上げ  
これまでにこれらの分野全てにおいて重要な業務を行ってきたにもかかわらず、現在求められる支援に緊急性をもって対応し、今後も発生するであろうパンデミックに世界が万全に備えるためには、表3に示したような異なる課題を首尾一貫させた、包括的な支援枠組構築のための取組が重要だ。そのため、IAEA は、ZODIAC<sup>5</sup>プロジェクトを立ち上げた。

#### ZODIAC プロジェクトの概要

- 人獣共通感染症に対する統合アクション
- 各国の国立診断研究所（以下「国立研究所」という。）のグローバルネットワークを構築。
- （国境を越える家畜等の病気の拡大の検知等）原子力又は原子力由来の技術を用いた人獣共通の感染症の危機や再危機の監視（monitoring, surveillance）
- ネットワークを通じて次の事項が可能になる。

<sup>5</sup> ZODIAC : Zoonotic Disease Integrated Action

- ・ 感染症に関する早期検知・管理
  - ・ 機器、一連の技術、専門的知見、手引、訓練等を受容
- 国立研究所が地域ネットワークに繋がり、地域ネットワークがグローバルネットワークに繋がることで、意思決定者あるいは政策決定者（原文は「decision-makers」）が判断を下すにあたり最新の欲しい情報を入手でき、迅速にうごくことができるようになる。
  - コロナウィルスのパンデミックに直面し、国連食糧農業機関（FAO）や世界保健機関（WHO）等と IAEA の間で歴史的に構築してきたパートナーシップ<sup>6</sup>はかけがえのないものであることが証明された。これらの機関にも ZODIAC に参加してもらおうよう呼び掛けている。
  - この重要な取組に対する全面的な支援を全加盟国にお願いしたい。

## 2. IAEA 保障措置の実施

### 2.1. IAEA 保障措置協定等の現況<sup>7</sup>

- 保障措置協定の締結状況
  - 保障措置協定の発効国数：184ヶ国（うち、136ヶ国が追加議定書を発効）<sup>8</sup>  
（前回の理事会開催時から国数の変更はない。）
- NPT 加盟国のうち以下の国々に次の対応を要請する。これは不可欠であり、義務である。
  - 包括的保障措置協定未発効国：遅滞なく発効させること。
  - 追加議定書未締結国：可及的速やかに締結すること。
  - 旧基準による少量議定書締結国：修正に応じるか、旧基準の文書を取り下げること。

### 2.2. イランにおける保障措置活動

イランに関連する2つの報告書が理事会に提出され、事務局長はこれらについて次のとおり述べた。

#### 2.2.1. 『国連安保理決議 2231 に照らしたイランにおける検認・監視活動』に関する報告書<sup>9</sup>

- この報告書は、IAEA が実施したここ数か月の関連活動を報告している。
- 前回（3月）の理事会で報告済みだが、2020年1月にイランは同国の原子力計画について、もはや「運用という領域では如何なる制約を受けなくなる」が、「これまでと同様に」IAEA との協力は継続するつもりであると通知してきた。これまでのところ、IAEA は、イランが今回の通知に関連したイランの核関連措置の実施変更や JCPOA に基づく IAEA の検認・監視活動に対するイランからの協力レベルの変更は、何ら観察していない。

<sup>6</sup> IAEA は国連システムの一機関として、国連の関係機関とのパートナーシップを推進しており、IAEA はウェブサイトにて FAO や WHO を含む6つのパートナーシップを紹介している。引用された FAO や WHO のほか、本声明の中で事務局長が後述する国連環境計画（UNEP）もそのひとつである。

(<https://www.iaea.org/about/partnerships/united-nations-system>)

<sup>7</sup> IAEA は6月開催の理事会に「2019年版保障措置実施報告（Safeguards Implementation Report for 2019）」を提出したが、事務局長冒頭声明は協定の締結状況に言及した一方、当該報告に関する言及はなかった。（編）

<sup>8</sup> 前回の3月開催理事会時から変更はない。（編）

<sup>9</sup> GOV/2020/26（2020年6月5日付け）

- IAEA は、保障措置協定に基づきイランが申告した核物質が転用されていないことに関する検認を継続的に行っている。ただし、イランから未申告の核物質及び原子力活動が存在しないという保証については引き続き評価中である。

**理事会におけるウィーン政府代表部 引原大使の「イランにおける検証・監視」に関するステートメント（骨子）**

国際核不拡散体制強化・中東地域の平和と安定に貢献するものとして JCPOA を支持する。  
イランが JCPOA 下での核関連措置を緩和していることに強い懸念を表明する。直ちに JCPOA 下での措置の完全履行を要請する。JCPOA の完全履行を通じてはじめて、イランの原子力開発が平和的なものであることの保証が得られる。

**2.2.2. 『イランの NPT 保障措置協定』に関する報告書<sup>10</sup>**

- 当該報告書は保障措置協定及び追加議定書の下でのイランによる申告の正確性及び完全性に関する疑問点を明らかにしたものである。
- IAEA が深刻な懸念と捉えるのは次の 2 点。
  - 4 か月以上にわたりイランが 2 つの場所に対する IAEA のアクセスを拒否していること。
  - ほぼ 1 年の間、IAEA に未申告の核物質及び核関連活動が存在する可能性に関する疑問点を IAEA が解明するための協議にイランが応じないこと。
- これらの懸念は、疑問点を解決し、イランに未申告の核物質及び原子力活動が存在しないとの信頼性のある保証を提供するという IAEA の能力に（負の）影響を及ぼしている。
- イランに対し、IAEA が特定した場所への迅速なアクセスの受入を含む、IAEA に対する迅速かつ全面的な協力を求める（call on）。

**理事会におけるウィーン政府代表部 引原大使の「イランの保障措置協定」に関するステートメント（骨子）**

過去 4 年にわたりイランが IAEA の要請したアクセスを拒否し、2019 年に IAEA 事務局長代行とイラン原子力長官の間での約束にも関わらず、両者間での継続的な議論にイランが関与しないことに懸念を表明する。

IAEA の保障措置は核不拡散の基盤であり、イランが IAEA の要請に応え、IAEA が特定した場所へのアクセスの受入を含め、IAEA に全面的に協力するよう呼びかける。

**2.3. 北朝鮮における保障措置協定の適用<sup>11</sup>**

- IAEA は、衛星画像を含む公開情報を駆使しながら北朝鮮の核開発計画を継続的に監視している。最近の動きに顕著な変化はない。

<sup>10</sup> GOV/2020/30（2020 年 6 月 5 日付け）。当該報告書は理事会への配布後、6 月 19 日に IAEA のウェブサイトへ公開されたが、その際に、3 月開催理事会に提出されていた同題名の報告書（GOC/2020/15（2020 年 3 月 3 日付け）も同時に公開された。（編）

<sup>11</sup> IAEA 総会に提出されている報告書名（原題は『Application of Safeguards in the Democratic People's Republic of Korea』）に依った。当該報告書は総会前に開催される 9 月開催の理事会にも資料として配付されている。2019 年を例にとれば、文書番号は GOV/2019/33-GC(63)20 である。（編）



- 関係国の間で政治的な合意に至ったならば、その日から北朝鮮の核開発計画の検認を再開する準備は整っている。
- 北朝鮮に対し、国連安保理決議に基づく義務を完全に遵守すること、IAEA に迅速に協力すること、IAEA 査察官が同国から退去を余儀なくされた期間に発生したものも含む未解決の全ての問題を解決することを求める (call upon)。

理事会におけるウィーン政府代表部 引原大使の「北朝鮮の核問題」に関するステートメント（骨子）

2019年8月の事務局長代行による北朝鮮に対する保障措置適用に関する報告によれば、同国は明らかに国連安保理決議に抵触しており、このことは2019年版保障措置実施報告書（SIR）にも反映されていた。

北朝鮮はあらゆる距離の弾道ミサイルの発射を続行させており、非難する。

#### 2.4. シリアに関する保障措置実施上の懸念

- シリアにおける保障措置実施に関し依然として懸念があるが、前回の理事会に報告した直近の内容に追加すべき進展は見られていない。
- シリアに対し、全ての未解決問題に関連し IAEA に全面的に協力するよう求める。

### 3. 報告書の作成

#### 3.1. IAEA 年報

- 2019 年年報を配付した。これは理事会への報告後、第 64 回 IAEA 総会に提出される<sup>12</sup>。
- 原子力科学技術の平和的利用の促進、原子力安全・セキュリティの強化、保障措置の実施という IAEA の業務が要約されている。今回、IAEA はこの文書を一層読みやすく、手に取りやすく、視覚的にアピールできるように試みた。

理事会におけるウィーン政府代表部 松尾公使の「2019 年年次報告」に関する演説（骨子）

IAEA 事務局による保障措置への取組に謝意を表明する。前事務局長の逝去、COVID-19 への対応等、様々な苦境の中で業務を遂行していることを高く評価する。

NPT 条約 50 周年を迎え、IAEA が果たしてきた重要な役割をあらためて強調したい。NPT 運用検討会議は COVID-19 の影響で延期になったが、引き続き議論、成果の構築に貢献したい。

#### 3.2. 技術協力報告書

- 『2019 年技術協力報告書』<sup>13</sup>も席上配付されている。
- 当該報告書には、技術協力計画を通じて IAEA が 2019 年に 147 の国と地域（うち、35 ヶ国が後発開発途上国<sup>14</sup>）に対して実施した支援が記述されている。IAEA は、健康・栄養、原子力安

<sup>12</sup> 原題は『IAEA Annual Report 2019』。2020年9月21日から25日に開催の第64回 IAEA 総会資料（GC(64)/3）として IAEA のウェブサイトから入手できる（<https://www.iaea.org/sites/default/files/gc/gc64-3.pdf>）。

<sup>13</sup> 原題は『Technical Cooperation Report for 2019』。2020年9月21日から25日に開催の第64回 IAEA 総会資料（GC(64)/INF/9）として IAEA のウェブサイトから入手できる（<https://www.iaea.org/sites/default/files/gc/gc64-inf9.pdf>）。

<sup>14</sup> Least Developed Country。外務省のウェブサイト参照した。（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ohrlls/ldc\\_teigi.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ohrlls/ldc_teigi.html)）

全・セキュリティ及び食糧・農業に関し、集中的に支援を行っている。

- 技術協力活動の核心である能力確立という活動は、IAEA のロックダウンが続いている期間中も可能な限り継続された。

#### 4. サイバースドルフ原子力応用研究所の改修事業 (ReNuAL<sup>15</sup>)

- 当該事業を通じて新たに建設された新研究所棟が「天野之弥研究棟」(The Yukiya Amano Laboratories) と命名され、6月5日に開所の運びとなった<sup>16</sup>。3つの研究所<sup>17</sup>が入る予定。



開所式の様子  
(中央はグロッシェ事務局長)

- COVID-19 下での制約のため、開所式典に全理事国関係者を招待できなかったことは極めて残念である。

そうした中、オーストリアのシャレンベルク外務大臣のご臨席に感謝する。同国政府が IAEA 誘致国であり、IAEA の活動や研究所の改修事業への幾多の支援に対し、この場を借りてあらためて謝意を示したい。近い将来に関係者を招待できることを楽しみにしている。

#### 5. その他の原子力適用に関する活動等

事務局長は、IAEA のその他の活動に言及した。主要なものは次のとおり。

##### 5.1. 国連環境計画 (UNEP<sup>18</sup>) の「世界水銀パートナーシッププログラム」への参加<sup>19、20</sup>

<sup>15</sup> ReNuAL : Renovation of the Nuclear Applications Laboratory (編)

<sup>16</sup> 2019年7月の天野氏逝去を受け、同年9月のIAEA総会においてこの新研究棟を「天野之弥研究棟」と命名する決議が全会一致で可決された。2018年に完成した建屋はこの開所式典をもって運用開始されることになった。日本はこれまでReNuALプロジェクトに約660万ユーロを拠出した。外務省はウェブサイト当該研究棟の開所式典の詳細を報告している ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page22\\_003343.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page22_003343.html))。

なお、文中に掲載した写真も同サイトに拠った。(編)

<sup>17</sup> 脚注13に示した外務省のウェブサイトは、食糧・環境保護研究棟、畜産・動物衛生研究棟、土壌・水資源管理・穀物栄養学研究棟が入ると述べている。

<sup>18</sup> UNEP : United Nations Environment Programme.

1972年6月にストックホルムで開催された国際会議を通じて設立された。ナイロビに本部を置く。各国の政府と国民が将来の世代の生活の質を損なうことなく自らの生活の質を改善できるように、環境の保全に指導的役割を果たし、かつパートナーシップを奨励する。環境分野における国連の主要な機関として、地球規模の環境課題を設定し、政策立案者を支援し、国連システム内にあって持続可能な開発の取り組みの中で環境に関連した活動を進め、グローバルな環境保全の権威ある唱道者としての役割を果たす。

(国連広報センター ([https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/other\\_bodies/unep/](https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/other_bodies/unep/)) 及びUNEP日本語サイト (<https://ourplanet.jp/unep/>) のウェブサイトを参照した。) (編)

<sup>19</sup> UNEPによる水銀管理に関する取組。

<sup>20</sup> 「水銀に関する水俣条約」(以下「水俣条約」という。)は、2013年10月に熊本で開催された外交会議において日本を含む90以上の国(含むEU)が署名した後、2017年8月16日に発効した。水俣条約は、水銀の一次採掘の



- 4月にIAEAはUNEPの当該プログラムに参加した<sup>21</sup> (参考1)。IAEAは、水銀とそれ由来する有害物質の継続的な排出から市民と地球の生態系を守るために貢献している。

#### 参考1：IAEAとUNEP

IAEAとUNEPとのパートナーシップに関する協定は2014年11月25日に締結された。

(<https://www.iaea.org/services/united-nations-environment-programme>)

## 5.2. トレーニングコース

- アフリカでは学術的・専門的資格取得に向けた長期研修が行われている。同位体水文学を専攻する15人のアフリカ人博士課程学生は、サヘル地域（サハラ砂漠南縁部の地域）の水資源管理に関する地域プロジェクト<sup>22</sup>の下で支援を受けている。



サヘル地域（IAEAウェブサイトより）

## 5.3. 技術協力金等の負担

- 加盟諸国には、それぞれが負担する技術協力基金及び加盟費の2020-2021年分を期限までに全額納金するよう、改めて願います。

## 5.4. 原子力発電の推進状況とクリーンエネルギーへの貢献

- 現在、30ヶ国で441基の原子炉が稼働している。これは全世界の発電量の10%に、また、低炭素発電の約3分の1に相当する。
- 他方、19ヶ国で54基の原子炉が建設中で、そのうちの4基が新たに着工。
- 2020年7月に国際エネルギー機構（IEA<sup>23</sup>）が開催する閣僚級のクリーンエネルギー転換サミットに参加する予定である<sup>24</sup>。サミットでは、低炭素エネルギーシステムへの転換に原子力エネルギーを活用したいと希望する国々を支援することは重要だと主張したい。

禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程、大気への排出、水銀廃棄物に係る規制に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。条約第24条第3項に事務局長に関し規定されており、UNEPの事務局長が遂行することとなっている。

（水俣条約については、外務省及び環境省のウェブサイトを参照した。）（編）

<sup>21</sup> <https://www.iaea.org/newscenter/news/iaea-joins-the-unep-global-partnership-to-reduce-mercury-emissions>

<sup>22</sup> プロジェクト（Water in the Sahel）の詳細はIAEAのウェブサイトより入手できる（<https://www.iaea.org/newscenter/news/iaea-launches-second-project-on-sustainable-groundwater-management-in-the-sahel-region>）。文中に掲載したサヘル地域の地図は当該ページを通じて入手した。外務省もまた、IAEAにおける「技術協力・原子力科学技術応用」との取組についてウェブサイトで紹介するとともに、日本からの財政的・技術的支援を示している。その中で、国連が推進する持続可能な開発目標SDG（Sustainable Development Goals）の一つである「目標6：水・衛生」としてIAEAが取り組むプロジェクトの一例として「サヘル地域の共有水槽システム及び流域の総合的及び持続可能な管理」プロジェクトが挙げられている（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page22\\_003032.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page22_003032.html)）。

<sup>23</sup> IEA：International Energy Agency

<sup>24</sup> 7月9日にオンライン会議として実施された。日本からは梶山経済産業大臣が参加した。会議では、クリーンエネルギーへの転換及びエネルギー安全保障に影響が出ていることに留意した上で、世界の温室効果ガス削減に向け、世界のエネルギー投資（特に民間投資）を拡大し、クリーンエネルギー技術のイノベーションを推進していく重要性が認識され、IEAに対し、昨今の経済刺激策のモニタリング、持続可能な経済回復に向けた支援を継続

## 5.5. 気候変動会議 (COP26)

- 今年グラスゴーで開催されることになっていた第26回気候変動枠組条約締約国会議 (COP26) は延期になったが、日程再調整された会議に向けた準備を進めている<sup>25</sup>。
- 9月にIAEAが開催する2020年科学フォーラムは、「原子力発電とクリーンエネルギー転換」をテーマとし、気候の緊急事態に対し原子力発電がどのような科学的解決策を示せるかに焦点を絞る。原子力発電は、地球規模でのクリーンエネルギーへの移行において重要な役割を果たしている。原子力発電の利用なくして地球規模での目標到達は、不可能ではないにしても、非常に難しい。

## 5.6. IAEAの低濃縮ウラン (LEU) バンク

- IAEAがカザフスタンで運用するLEUバンクは貯蔵を完了し、理事会の命令があればLEUを供給できる態勢が整った。
- 現在、IAEAがこのプロジェクトを管理している。

## 6. IAEAの組織運営に関わる活動

### 6.1. IAEAの事業計画及び予算

- 来年度の予算編成を開始する時期となった。ロックダウンの経験から学び、可能であれば更なる効率性を追求できるものと確信している。
- IAEAの活動の透明性が向上するよう、継続的に取り組んでいる。先月の事業計画及び予算委員会 (PBC<sup>26</sup>) では、倫理課長が倫理部門の活動についてプレゼンテーションを行うとともに、国連事務局の内部監査室 (OIOS<sup>27</sup>) 長が不正行為に関する初めての調査報告を行った。理事会諸国の承認が得られたなら、一層の透明性向上を図りたいと考えている。内部監査についてのOIOS年次報告書は、IAEAが情報の公開方法を検討するのとは別の領域にあり、適宜、国連システム全般にわたる慣習に沿って取り扱われる。本件については、更に加盟諸国と協議していきたい。

### 6.2. 行動規範

---

することを通じ、世界のエネルギー転換を引き続きリードしていくよう要請し、来年中頃に再びクリーンエネルギー転換サミットを実施することに合意した。(IEA及び経済産業省のそれぞれのウェブサイト参照した。

(IEA) <https://www.iea.org/events/iea-clean-energy-transitions-summit>

(経済産業省) <https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200710001/20200710001.html> (編)

<sup>25</sup> グラスゴーで2021年11月1日から12日に開催されることになった。(気候変動枠組条約締約国会議 (UNFCCC : United Nations Framework Convention on Climate Change) のウェブサイト参照した (<https://unfccc.int/news/cop26-postponed>。)) (編)

<sup>26</sup> PBC : Programme and Budget Committee.

<sup>27</sup> OIOS : Office of International Oversight Services.

国連事務局は、事務局長 (現在はグテーレス氏) の下に各部局を設置している。OIOSはその一つで、国連及びその加盟国における不正行為や浪費・乱用・違法行為・不正管理などについて監視・調査を行っている。(詳細はIAEAのウェブサイトから入手できる (<https://www.iaea.org/about/organizational-structure/offices-reporting-to-the-director-general/office-of-internal-oversight-services>。)) (編)

- 事務局長として、IAEA 職員が高い行動基準で自らの振る舞いを律し、各自の役割を果たすことを常に注視している。
- 今年の前半には、内部告発ポリシー修正、不正防止ポリシーの新規策定、利益相反ポリシーに則した年次自己申告書（原文は「annual declaration of interest」）提出の枠組の拡充を行った。これらのポリシーの効果的実施を促進するために、IAEA はトレーニング、特に上級管理職に対するトレーニングを重点的に行っている。

### 6.3. ジェンダー平等

- IAEA における専門職及び上級職と定義される地位にある女性の比率を 2025 年までに男性と同等にするとの（事務局長就任にあたっての）公約を踏まえて、IAEA は 5 月に「ジェンダー平等に向けた特別措置」を採択した。これらは、次の三点を目的としたものである。
  - IAEA の空席ポジションにより多くの女性が応募することの奨励
  - 全部局で、よりバランスのとれた女性比率となるよう条件を設定
  - 進捗状況を評価するための、説明責任の仕組みの確立

- 事務局長に着任した 12 月以降、競争的な選考により P レベル（専門職レベル）と D レベル（部長又は次長レベル）の合計 93 人の職員を採用した。このうちの 43 人が女性で、採用者の 46%に相当する。一方、P5 レベルかそれ以上の上級クラスでは女性の割合は 56%にのぼった。
- 3 月開催の理事会で紹介したマリー・キュリー奨学金制度は、原子力分野を学び、この分野でキャリア形成する女性を支援する制度。この制度に対する加盟国からの反応（カナダ、ノルウェー、米国から恒久的な関与の申し出があったほか、幾多の支援の申し出があった（参考 2））を歓迎する。  
2020 年から 2021 年の間に 100 名が奨学金を得られるように、一層多くの加盟国の支援を期待する。

#### 参考 2: マリー・キュリー奨学金に対する日本からの支援

日本は、当該奨学金に対し 50 万ユーロの支援を行うとの決定について在ウィーン国際機関日本政府代表部の引原大使が発表し、外務省のウェブサイト（令和 2 年 6 月 19 日付け報道発表）をとおして伝えた。

同サイトによれば、奨学金の対象となるのは、大学院で原子力科学・技術分野の研究を希望する IAEA 加盟国の女性とのこと。また、IAEA でインターンとして勤務することも可能としている。

IAEA における当該プロジェクトにかかる予算規模は、年間 400 万ユーロから 600 万ユーロで、対象人数は年間最大で 100 名と想定しているという。2021 年から運用される。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008503.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008503.html) (編)

## 7. 最後に

最後に、ZODIAC プロジェクトと共にある未来を見据える一方、COVID-19 も共にあり続けるだろう。収束が見えてきたと期待を持つ国がある一方、状況が悪化の一途を辿っている国もある。IAEA は、加盟国が直面している困難に十分意識を向け、パンデミックが最終的に克服されるまでコロナウィルスとの闘いは IAEA の最優先事項である。

その他 6 月開催理事会関連公表資料

◇ IAEA による理事会開催に関する発表

<https://www.iaea.org/newcenter/news/new-iaea-reports-on-response-to-the-covid-19-pandemic>

この文書の中で、以下に掲載した文書が紹介されている。

◇ IAEA Support to Member State Efforts in Addressing the COVID-19 Pandemic  
(GOV/INF/2020/6 2020 年 5 月 29 日付け)

◇ Safeguards implementation, during the COVID-19 Pandemic  
(GOV/INF/2020/7 2020 年 6 月 4 日付け)

◇ The operation, safety and security of nuclear and radiation facilities and activities during the COVID-19 Pandemic  
(GOV/INF/2020/8 2020 年 6 月 4 日付け)

## 参考

### 国際原子力機関（IAEA）の3月開催理事会に対する事務局長冒頭声明の概要

#### 1. コロナウイルス（COVID-19）感染危機への取組

事務局長は、コロナウイルス感染危機への対応を事務局長としての最優先課題と位置づけ、次のとおり取組内容を説明した。

- 他国を脅かすコロナウイルスの急進な拡大に苦慮する加盟国支援のために、IAEA は為し得る全てのことを行う所存。
- IAEA は健康を専門とする機関ではなく、疾病管理を担う機関でもないが、ウイルスによる病気の爆発的感染を検知し、診断する一助となる専門的知見や経験を持つ。
- IAEA は、世界保健機関（WHO）のほか主要な機関へ継続的にコンタクトを取り、COVID-19 に対処する。
- これまでにアフリカの6ヶ国、アジア・太平洋地域の5ヶ国、ラテンアメリカの3ヶ国から公式な支援要請があった。
- 原子力由来の技術である RT-PCR<sup>28</sup>に関する訓練が関係国の科学者たちを対象に行われるが、最初のトレーニングコースはサイバースドルフ研究所で2～3週間後に行われる予定。IAEA は、試料を安全に取り扱えるよう、RT-PCR 機器やバイオセーフティ装置<sup>29</sup>を提供する予定。
- 平和的利用イニシアティブ拠出金（PUI<sup>30</sup>）のおかげで IAEA は機器や物資をいち早く提供できる。
- 協力可能な加盟国には追加の資金援助をお願いしたい。
- IAEA 事務局自体としてもコロナウイルスによる影響に適切に対処しなければならない。職員

<sup>28</sup> 数時間でウイルスを正確に特定できる技術と、事務局長は紹介した。ポリメラーゼ連鎖反応（PCR：polymerase chain reaction）は、一般にウイルスの遺伝子を増幅させてウイルスを検出する方法である。ウイルスはDNA（デオキシリボ核酸）かRNA（リボ核酸）のどちらかの核酸のみを保有しており、その核酸によってDNAウイルスとRNAウイルスに分類される。コロナウイルスはRNAウイルスであり、DNAを保有しないことから、PCR法を実施するためにはRNAをDNAへと変換させる必要がある。そこで、逆転写反応（RT：reverse transcription）と呼ばれる反応を行い、得られたDNAを鋳型としてRNAをDNAとして大量に複製する。この一連の過程がRT-PCR法と呼ばれるものである。この手法により、細胞内でどのような機能を持つRNAがどのくらい発現しているのかを調べたり、RNAを標的にして高感度で細菌を検出したりできるようになった。（国立研究開発法人科学技術振興機構、公益財団法人腸内細菌学会、一般社団法人日本疫学会のウェブサイトのほか、ヤクルト中央研究所や東邦大学医療センターのウェブサイトを参照の上、当センターがまとめた。）（編）

<sup>29</sup> 認定特定非営利法人バイオメディカルサイエンス研究会によれば、バイオセーフティとは「病原体等の安全管理・運営」のことをいう。同研究会は、予防医学とバイオセーフティ技術を基盤として感染症及び公衆衛生分野における社会的支援・啓発活動を国内外で展開している（<https://www.npo-bmsa.org>）。（編）

<sup>30</sup> PUI：Peaceful Uses Initiative。

外務省によると、2010年5月に開催された核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において、米国の呼びかけにより、原子力の平和的利用分野におけるIAEAの活動を促進させるための追加的な財源として設立された。天野IAEA事務局長（当時）が2015年1月から「平和と開発のための原子力（Atoms for Peace and Development）」を掲げるなど、IAEAとしても原子力科学技術を利用した開発への取組を重視している。2019年11月時点で、日本を含む19ヶ国及び欧州委員会が拠出を行い、開発途上国に対するIAEAの技術協力活動（保健・医療、食糧・農業、水資源管理、工業等の発電分野及び原子力安全等の発電分野における技術協力）を支援している。

（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/iaea\\_g.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/iaea_g.html) を含む外務省がウェブサイトに公表している情報を参照した。）（編）

の安全は IAEA にとって最重要事項である。

- 職員の安全確保のため、影響を受けている地域の状況をモニタリングしている。その上で、事務次長（兼保障措置局長）には業務遂行に職員の出張が必須かを慎重に判断するよう伝えた。
- いくつかの会合を延期し、また、代替手段（ビデオ会議）を模索している。国連とオーストリア政府の指示に従うこととしている。
- 3月6日、IAEAはこの困難にどう立ち向かうのかを事務局長から加盟国に対し説明。また、職員に対するタウンホール会合を実施。
- エボラ熱、ジカ熱、アフリカインフルエンザウィルスの際にそうであったように、IAEAは早期の危機対応能力を自負している。
- コロナウィルスへの国際的な取組に貢献することは事務局長としての優先事項だ。

## 2. IAEA 保障措置の実施

### 2.1. 保障措置協定締結に関する進捗

- 次のとおり協定締結に関わる進展がみられた。
  - エリトリア
    - 包括的保障措置協定、少量議定書及び追加議定書の各案が今回理事会で検討される。
  - ハイチ
    - 包括的保障措置協定への少量議定書を修正した。
- 保障措置協定の締結状況
  - 保障措置協定の発効国数：184ヶ国（うち136ヶ国が追加議定書発効国）
  - 包括的保障措置協定未発効のNPT加盟国：10ヶ国
- NPT加盟国のうち以下の国々に次の対応を要請する。これは不可欠であり、義務である。
  - 包括的保障措置協定未発効国：遅滞なく発効させること。
  - 追加議定書未締結国：可及的速やかに締結すること。
  - 旧基準による少量議定書締結国：修正に応じるか、旧基準の文書を取り下げること。

### 2.2. イランにおける保障措置活動

- 事務局長名の『国連安保理決議2231（2015）に照らしたイランでの検認・監視活動』<sup>31</sup>に関する最新報告書を理事会に提出した。同国においてIAEAが実施したここ数か月の関連活動を報告している。
- 併せて、『イランにおけるNPT保障措置協定』と題した事務局長名の報告書<sup>32</sup>も配付した。これは、保障措置協定と追加議定書に基づくイランによる申告情報の正確性及び完全性に関し、確認を行うためのIAEAの取組を報告している。
- IAEAは、未申告の3つの場所に未申告の核物質及び原子力関連活動が存在する可能性に関する多くの疑問点を洗い出した。IAEAは、これら3つの場所のうち2つへのアクセスを求めた

<sup>31</sup> GOV/2020/5（2020年3月3日付け）

<sup>32</sup> 事務局長が言及している同タイトルの報告書は、2020年6月開催の理事会後の6月19日にIAEAが公開した報告書（GOV/2020/15（2020年3月3日付け））と思われる。3月の当時にはウェブサイト上に公開されていなかった。（編）



が、イランはこれを拒否し、疑義を解明するための重要な協議にも応じなかった。

- この結果、これらの疑義を解明し、さらに、未申告の核物質と原子力活動は存在しなかったとの信頼性のある保証を提供するという IAEA の能力に（負の）影響が及んでいる。
- イランに対し、IAEA が指定した場所への迅速なアクセスの提供を含め、直ちに IAEA に全面協力するよう求める。
- イランは1月5日、同国の原子力計画はもはや「(JCPOA の) 運用領域における制限対象」ではなくなると発表した<sup>33</sup>。今回の理事会開催までの期間において、IAEA は、JCPOA 下でのイランによる核関連措置の実施あるいは当該措置に対する IAEA の検認・監視活動へのイランの協力レベルのいずれにおいても、この発表に関連した特段の変化を観察することはなかった。
- IAEA は、保障措置協定下でイランが申告した核物質が転用されていないことに関する検認を継続実施している。他方、イランにおいて未申告の核物質及び原子力活動がないことに関する評価は継続中である。

理事会におけるウィーン政府代表部 松尾公使の  
「イランにおける検認・監視」に関するステートメント（骨子）

イランが1月5日にJCPOAの限度に縛られないと発表し、(IAEA報告書によれば)JCPOA下での約束のレベルを低減させたことは、遺憾である。イランに対し、JCPOAの遵守、JCPOAを反故にするような対応を控えるよう要請する。併せて、イランに対しIAEAとの協調を促したい。そのためにもイランが暫定的適用としている追加議定書の早期批准が不可欠である。(編)

理事会におけるウィーン政府代表部 松尾公使の「イランの保障措置協定」に関するステートメント（骨子）

保障措置の実効性強化・効率性改善に向けた協定の促進・普遍化のための努力の重要性に鑑み、日本はIAEAが関係国で開催するワークショップへの財政支援を行っている。そうした中、IAEA加盟国であって、包括的保障措置協定及を締結していない最後の国となっていたエリトリアが協定締結に向け始動したことを歓迎する。(編)

### 2.3. 北朝鮮における保障措置協定の適用<sup>34</sup>

- IAEA は、公開情報や衛星画像情報を活用して北朝鮮の核開発の監視を継続実施している。
- 2019年8月にIAEA総会に提出した報告書を作成して以来、重大な変化の兆しは認められていない。
- 関係国の間で政治的な合意に至ったならば、北朝鮮の核開発計画の検認を再開する準備は整っている。
- 北朝鮮に対し、国連安保理決議に基づく義務を完全に遵守すること、IAEAに迅速に協力すること、IAEA査察官が同国から退去を余儀なくされた期間に発生したものも含む未解決の全ての問題を解決することを求める (call upon)。

<sup>33</sup> 報告書 (GOV/2020/5 (2020年3月3日付け)) には、イラン政府がウェブサイトに掲載した発表 (<http://irangov.ir/detail/332945>) が引用されている。(編)

<sup>34</sup> 脚注11を参照のこと。(編)

理事会におけるウィーン政府代表部 松尾公使の「北朝鮮の核問題」に関するステートメント（骨子）

2019年のIAEA総会において、同年8月に作成された事務局長代行による北朝鮮における活動に関する報告書を踏まえ、同国に非核化を促す決議を採択したことを想起し、同国がいまだ大量破壊兵器とあらゆる距離の弾道ミサイルの解体に応じていないことに遺憾の意を表明するとともに、米朝間交渉の進展に期待する。

また、IAEAによる査察再開に向けた準備を評価し、IAEAが果たす重要な役割への期待を表明する。（編）

#### 2.4. シリアに関する保障措置実施上の懸念

- シリアにおける保障措置実施に関し依然として懸念があるが、前回の理事会に報告した直近の内容に追加すべき進展は見られていない。
- シリアに対し、全ての未解決課題に関連しIAEAに全面協力するよう求める。

#### 2.5. NPT 発効 50 周年にあたり

- 今月、IAEAでは核不拡散条約（NPT）の発効50周年を迎えた<sup>35</sup>。NPTは国際社会において大いに意義があり、IAEAは加盟国に具体的な結果を報告し、NPTの履行において重要な役割を果たしている。
- 2020年NPT運用検討会議は4月27日から5月22日に、ニューヨークで開催される予定である<sup>36</sup>。IAEAは、前回の会議（2015年）以降のNPTへの貢献に焦点を絞り、サイドイベントや対話型展示を多く準備している。

#### 3. サイバースドルフ原子力応用研究所の改修事業（ReNuAL<sup>37</sup>）

事務局長はIAEAが進める技術的貢献に言及する中で、サイバースドルフ研究所の改修プロジェクトについて次のとおり述べた。

- この数年間で当該事業は驚くべき進捗を見せた。
- 次のステップは、最も費用対効果が高く継続可能な方法による4つの研究所の強化であり、新建屋の建設が計画されている。
- 近い将来、現計画に関する詳しい情報の共有を行う考え。
- 資金提供の意思を示してくれた諸国に感謝するとともに、この非常に大切なプロジェクトに対する全ての理事国の継続的支援をありがたく思う。

<sup>35</sup> NPTは1970年3月5日に発効した。NPTの本文及び署名・発効等の詳細情報は、いずれも国連軍縮部

(UNODA:United Nations Office for Disarmament Affairs)のウェブサイト

<http://disarmament.un.org/treaties/t/npt>から入手できる。また、日本が締結した当該条約は外務省のウェブサイト<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/index.html>から入手できる。（編）

<sup>36</sup> コロナウイルス感染危機のために開催は延期された。グテーレス国連事務総長は、環境が整い次第早期に、ただし2021年より前に開催したいと述べている。このことは、6月開催の理事会でも言及された。関連情報は国連の次のウェブサイトから入手できる。（編）

(国連)

<https://www.un.org/en/conferences/npt2020>

<https://www.un.org/disarmament/wmd/nuclear/npt-review-conferences/>

<sup>37</sup> ReNuAL: Renovation on the Nuclear Application Laboratories (編)

- 2020年～2021年の技術協力サイクルに対する技術協力基金(TCF<sup>38</sup>)と国による分担金(NPC<sup>39</sup>)を期限までに全額納金することを各国にお願いしたい。NPCは、IAEAが新たにTCFを再開するために不可欠の費用である。

#### 4. 国際会議の開催

##### 4.1. 核セキュリティ国際会議

事務局長は、2020年2月10日から14日にIAEAが主催した「核セキュリティ国際会議（ICONS2020<sup>40</sup>、<sup>41</sup>）－持続可能な強化の取組」について、次のとおり述べた。

- 54人の閣僚と141ヶ国からの参加があった<sup>42</sup>。
- 参加閣僚は、「閣僚宣言」に同意。これは、核物質及びその他の放射性物質を防護するため、国際協力の点においてIAEAの中心的な役割への支援を再度確認するものである。
- IAEAの核セキュリティ基金に2000万ドルを超える額を支援下さる国々に対し感謝申し上げる。
- IAEAの核セキュリティガイダンス（参考1）が、今後、IAEAの安全基準と同様に位置づけられることに期待する。
- IAEAの安全基準は加盟諸国を法的な枠組に拘束するものではないが、実際には広範に採用されている。
- IAEAの核セキュリティ活動のための基金は重要であり、特別拠出金ではなく、より安定した資金による基盤が必要である。

##### 参考1：IAEAの核セキュリティガイダンス

原子力規制庁はそのウェブサイトにIAEAが出版する標題文書の原文（一部は和訳も）を掲載している。  
規制庁 > ホーム > 組織について > 国際協力 > 国際基準等の出版物の翻訳 > IAEA核セキュリティシリーズ 翻訳に掲載されている。

([https://www.nsr.go.jp/activity/kokusai/honyaku\\_02.html](https://www.nsr.go.jp/activity/kokusai/honyaku_02.html)) (編)

##### 4.2. 原子力の安全に関する条約<sup>43</sup>締約国によるレビュー会合

- 原子力安全条約締約国による第8回レビュー会合が3月23日から4月3日までウィーンで

<sup>38</sup> TCF: Technical Cooperation Fund

<sup>39</sup> NPC: National Participation Costs

<sup>40</sup> ICONS2020: International Conference on Nuclear Security 2020.

<sup>41</sup> IAEAは当該会議の関連ウェブサイトの詳細報告を掲載している。<https://www.iaea.org/events/nuclear-security-conference-2020> (編)

<sup>42</sup> 日本からは外務省の若宮副大臣が政府代表として出席し、演説を行った。また、原子力規制委員会から田中知委員ほか出席した。いずれも次のウェブサイトから入手できる。

(外務省) [https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page3\\_003061.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page3_003061.html)

(原子力規制委員会) 令和2年2月19日開催第64回原子力規制委員会資料6

(<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/01000050.html>)

<sup>43</sup> 原題は「Convention of Nuclear Safety」。原子力安全条約とも称される。IAEAは当該条約をINFCIRC/449としてウェブサイトに公開している。他方、外務省は平成8年10月18日に公布・告示した(条約第11号及び外務省告示第513号)。日本についての発効日は平成8年10月24日。なお、外務省はウェブサイトに「条約データ検索」というページを設けており(トップページ>外務省について>国会提出条約・法律案>条約>条約データ検索)、当該検索システムから入手できる。原子力規制庁のウェブサイトからも入手できる。

<https://www.nsr.go.jp/activity/kokusai/jyoyaku.html> (編)

<sup>44</sup>、また使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約<sup>45</sup>締約国による第7回レビュー会議が5月に<sup>46</sup>、それぞれ開催される予定。

- IAEAの全面支援を必要とする重要な枠組である。原子力安全及び使用済燃料・放射性廃棄物管理の安全強化に重要な貢献を果たしてきたこれら2つの条約に加盟していない全ての国々に対し、加盟を促したい。

#### 4.3. 今後の会議開催予定

- 2020年6月、モスクワで「原子力に関する知識管理と人材開発」と題する国際会議が開催される予定。
- 2021年に次回の「21世紀の原子力に関する国際的閣僚会議」を予定しているところ、米国が開催国となることを了解してくれたことに感謝する。

### 5. 報告書の作成

#### 5.1. 2020年原子力安全年報<sup>47</sup>

- 2020年版の作成にあたり、従来の報告書にいくつかの変更を施した。
- IAEAの定期報告書が、より読者の興味を引き、有用なものにすること、また、定期報告書にIAEAの考えや判断がより良く反映されるように努めた。引き続き、報告書の改善に取り組みたい。

#### 5.2. 2020年原子力技術レビュー<sup>48</sup>

- 原子力と幅広い原子力利用に関する地球規模での発展を特集している。

### 6. その他の原子力適用に関する活動等

#### 6.1. 原子力発電の進捗状況

- 現在、30ヶ国において442基の原子炉が稼働している。
- このほか、19ヶ国で53基が建設中。

---

<sup>44</sup> 第8回レビュー会合は2021年3月15日～26日に延期された。<https://www.iaea.org/events/cns2021> (編)

<sup>45</sup> 原題は「Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management」。放射性廃棄物等安全条約または廃棄物等合同条約とも称される。IAEAは当該条約をINFCIRF/546としてウェブサイト公開している。他方、外務省は平成15年9月5日に公布・告示した(条約第5号及び外務省告示第314号)。日本についての発効日は平成15年11月24日。なお、外務省はウェブサイト「条約データ検索」というページを設けており(トップページ>外務省について>国会提出条約・法律案>条約>条約データ検索)、当該検索システムから入手できる。原子力規制庁のウェブサイトからも入手できる。<https://www.nsr.go.jp/activity/kokusai/jyouyaku.html> (編)

<sup>46</sup> 第7回レビュー会合は2021年5月24日～6月4日に延期された。<https://www.iaea.org/events/evt1907127> (編)

<sup>47</sup> 原題は『Nuclear Safety Review 2020』。2020年9月21日から24日に開催の第64回IAEA総会資料(GC(64)/INF/3)としてIAEAのウェブサイトから入手できる。<https://www.iaea.org/sites/default/files/gc/gc64inf3.pdf> (編)

<sup>48</sup> 原題は『Nuclear Technology Review 2020』。2020年9月21日から25日に開催の第64回IAEA総会資料(GC(64)/INF/2)としてIAEAのウェブサイトから入手できる(<https://www.iaea.org/sites/default/files/gc/gc64-inf2.pdf>)。 (編)

- 原子力発電を稼働させている、または導入を検討している国々に対し、一層統合的なサービスを提供できるように、IAEAは国際エネルギー機構（IEA：International Energy Agency）を含む主要なパートナーとの更なる協力強化を計画している。これに関連し、「世界規模でのクリーンエネルギーへの転換にあたっての原子力」と題した、IEA 理事長（Executive Director）フェイス・ビロル博士との討論が予定されている<sup>49</sup>ので、全理事国関係者に参加をお願いしたい。

## 6.2. 気候変動会議（COP25）

- 事務局長として最初の国外出張となったのが2019年12月にマドリードで開催された第25回気候変動枠組条約締約国会議（COP25<sup>50</sup>）。
- 今や、過去とは違ったやり方で原子力技術の恩恵についてIAEAに耳を貸してもらう時が来た。IAEAの主張が届いていることを確認したいと考えている。
- IAEA加盟諸国が抱えている原子力に対する様々な考えは十分に尊重されるべきである。原子力の全般に関わる全てのことを率いる国際機関としてのIAEAの任務は、加盟諸国に対する我々の分析や助言に科学的要素が反映されるよう保証することだ。（こうした観点から）9月のIAEA総会のサイドイベントとして開催する2020年科学フォーラムでは、（国連の持続可能な開発目標の一つである）気候変動に関する目標達成に向け、原子力が貢献可能な方策に焦点を絞っていく。

## 6.3. IAEAの低濃縮ウラン（LEU）バンク

- カザフスタンで運用されているIAEAのLEUバンクに、2019年12月に2回目のLEU納品があり、これをもって在庫が満たされることになった。
- 当該事業の実務は2020年3月1日付けで事務局長室から原子力エネルギー局に移行される。

## 7. IAEAの組織運営に関わる活動

### 7.1. ジェンダー平等

- 2025年までにIAEAの専門職及び上級職員の男女比を5対5にする。
- 女性の比率が低い職場に女性を採用する。また、この進捗状況を把握する仕組みを確立する。
- 多くの現場でジェンダー平等を実現し、上級職にこれまで以上に女性を就任させる。
- マリー・キュリー奨学金制度が創設された<sup>51</sup>。これは、若手女性が原子力分野を学ぶ機会拡大を支援する。

### 7.2. その他

---

<sup>49</sup> 理事会開催期間中に開催された。（編）

<sup>50</sup> 環境省はウェブサイトにて、2019年12月2日から15日にスペインのマドリードで開催された国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）について報告している（<https://www.env.go.jp/press/107538.html>）。（編）

<sup>51</sup> <https://www.iaea.org/about/overview/gender-at-the-iaea/iaea-marie-sklodowska-curie-fellowship-programme>

そのほか次の活動に言及された。

- 新パートナーシップや資金源確保のための組織の創設
- 低中所得国の女性に対する乳がんや子宮頸がん治療のための、イスラム開発銀行との協定の運用や資金提供者の募集
- ガン対策、HIV 対策の推進
- 世界銀行との新規パートナーシップの創設
- 高レベルでの活動・倫理的文化の維持：全ての IAEA 職員による高いレベルでの活動の持続や強い倫理文化の維持を目指しているところ、これらの活動についての報告書を初めて作成し、5月の事業計画及び予算委員会に提出する予定。
- 2021年予算案の見直し：2020年通常予算から実質成長はゼロの見込み

その他3月開催理事会関連資料

◇ IAEAによる理事会開催に関する公表報道

<https://www.iaea.org/newscenter/news/iaea-director-general-call-on-iran-to-cooperate-immediately-and-fully>